

(第二類 第二号)

第百八十三回国会 衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第八号

平成二十五年四月十一日(木曜日)

午前九時一分開議

出席委員

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 委員長 保岡 興治君 | 理事 石原 宏高君 | 理事 奥野 信亮君 |
| 理事 原田 義昭君 | 理事 平沢 勝栄君 | 理事 藤井比早之君 |
| 理事 ふくだ隆之君 | 理事 泉 健太郎君 | 理事 高橋ひなこ君 |
| 理事 山田 宏君 | 理事 佐藤 茂樹君 | 理事 長坂 康正君 |
| 安藤 裕君 | 井野 俊郎君 | 宮川 典子君 |
| 石川 昭政君 | 大串 正樹君 | 吉川 越君 |
| 大塚 拓君 | 今野 智博君 | 奥野総一郎君 |
| 白須賀實樹君 | 助田 重義君 | 山井 和則君 |
| 田所 嘉徳君 | 高橋ひなこ君 | 坂元 大輔君 |
| 中村 裕之君 | 長坂 康正君 | 村上 政俊君 |
| 鳩山 邦夫君 | 藤井比早之君 | 國重 徹君 |
| 宮内 秀樹君 | 吉川 典子君 | 佐々木憲昭君 |
| 務台 俊介君 | 奥野総一郎君 | |
| 後藤 祐一君 | 山井 和則君 | |
| 井上 英孝君 | 坂元 大輔君 | |
| 丸山 穂高君 | 村上 政俊君 | |
| 伊藤 涉君 | 國重 徹君 | |
| 井出 庸生君 | 佐々木憲昭君 | |
| 玉城テニ一君 | | |

- | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 議員 達沢 一郎君 | 議員 橋本 岳君 | 議員 泉 健太郎君 | 議員 奥野総一郎君 | 議員 田嶋 要君 | 議員 浦野 靖人君 | 議員 佐藤 茂樹君 | 議員 遠山 清彦君 | 議員 井坂 信彦君 | 議員 新藤 義孝君 |
|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|

政府参考人 (警察庁刑事局長) 高綱 直良君
 政府参考人 (総務省自治行政局選挙部 米田耕一郎君)
 政府参考人 (総務省総合通信基盤局電 安藤 友裕君
 気通信事業部長)
 政府参考人 (文化庁長官官房審議官) 作花 文雄君
 参考人 (衆議院議員選挙区画定審 村松 岐夫君
 議会会長)
 参考人 (衆議院議員選挙区画定審 吉田 弘正君
 議会会長代理)
 衆議院調査局第二特別調査 岩尾 隆君
 室長

委員の異動
 四月十一日
 辞任 井上 義久君 補欠選任 伊藤 涉君
 同日 辞任 伊藤 涉君 補欠選任 井上 義久君

四月八日
 有田市を和歌山三区から二区に編入する衆議院
 小選挙区の区割り改定案に反対する意見書(和
 歌山県有田市議会)(第一三六六号)
 有田市を和歌山三区から二区に編入する衆議院
 小選挙区の区割り改定案に反対する意見書(和
 歌山県広川町議会)(第一三三七号)
 有田市を和歌山三区から二区に編入する衆議院
 小選挙区の区割り改定案に反対する意見書(和
 歌山県有田川町議会)(第一三八八号)
 衆議院議員選挙の選挙区の改正を求める意見書

(埼玉県鴻巣市議会)(第一三八九号)
 衆議院小選挙区の区割り改定についての意見書
 (熊本県宇土市議会)(第一三九〇号)
 衆議院小選挙区の区割り改定についての意見書
 (熊本県美里町議会)(第一三九一号)
 小選挙区制を廃止し、国民の意思を反映する選
 挙制度に見直すことを求める意見書(東京都小
 金井市議会)(第一三九二号)
 地方の意見を尊重した衆議院選挙制度改革を求
 める意見書(和歌山県議会)(第一三九三号)
 は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
 政府参考人出頭要求に関する件
 公職選挙法の一部を改正する法律案(達沢一郎
 君外五名提出、衆法第三号)
 公職選挙法の一部を改正する法律案(田嶋要君
 外五名提出、衆法第一号)
 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件
 (衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院小選
 挙区選出議員の選挙区の改定案についての勸
 告」)

(省略)

(省略)

○保岡委員長 次に、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。

本日は、本件調査のため、参考人として衆議院議員選挙区画定審議会会長村松岐夫君及び衆議院議員選挙区画定審議会会長代理吉田弘正君に御出席をいただいております。

両参考人には、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、衆議院議員選挙区画定審議会の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告について、村松参考人から説明を聴取いたします。

○村松参考人 衆議院議員選挙区画定審議会会長村松でございます。本日は、機会をいただきまして、御説明を申し上げます。

当審議会は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律、いわゆる緊急是正法でございますが、この規定に基づきまして、去る三月二十八日に内閣総理大臣に対し、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を行ったところでございます。

本日は、審議の経過と勧告の概要について、御説明申し上げます。

まず、当審議会における審議の経過について御説明いたします。

当審議会は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の定めるところにより、平成二十三年二月二十五日に平成二十二年国勢調査の結果による人口が官報で公示されたことから、衆議院小選挙区の改定案の作成作業に着手しましたが、同年三月二十三日の最高裁判所大法廷判決を受けまして、作業を中断しておりました。

その後、昨年十一月十六日に先ほどのいわゆる緊急是正法が成立いたしましたとして、違憲状態とされた各選挙区間の格差を速やかに是正するために、

その公布、施行と同時に、当審議会は、昨年十一月二十六日に審議を再開いたしました。

緊急是正法では、改定対象としている選挙区を限定しております。また、人口最小県である鳥取県内の人口最小選挙区を基準として、各選挙区間の人口格差を、平成二十二年国勢調査人口に基づき二倍未満とすることが定められております。

当審議会の審議は、まず、基準となる鳥取県の審議を他の都道府県よりも先行して行うこととしたしまして、区割り基準素案を審議、作成し、区割り基準素案と鳥取県の具体的な区割りについて、鳥取県知事に意見照会をいたしました。その後、鳥取県知事からの回答を受け、鳥取県の区割りの審議、改定原案を作成いたしました。

次の段階として、改定対象選挙区の範囲の確認を行い、改定対象選挙区を有する鳥取県以外の十六関係都県についての審議に入ることとしたしました。

まず、関係都県知事への区割り基準素案と具体的な区割りについての意見照会をいたしまして、回答を得ました。同時に、審議会は、関係都県の改定対象選挙区の地勢、交通等のレビュー等を行い、本年二月二十六日に緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針、いわゆる区割り基準とさせていただきますが、これを取りまとめ、公表いたしました。

さらに、その次の段階として、この区割り基準に基づいて、具体的な区割りの改定作業に入り、審議を進めたところでございます。

緊急是正法では、各選挙区間の人口格差を緊急に是正するため、施行から六カ月以内に行き渡るように、速やかに勧告を行うことが規定されております。当審議会といたしましては、精力的に改定案の作成作業に取り組み、十五回にわたる審議を経まして、区割りの改定案を取りまとめ、三月二十八日に内閣総理大臣に対して勧告を行ったところでございます。

続きまして、当審議会が具体的な区割り改定案を作成する上での指針となる緊急是正法に基づく

区割りの改定案の作成方針、いわゆる区割り基準について御説明申し上げます。

まず、緊急是正法でございますが、改定対象となる選挙区を限定されております。また、人口最小県である鳥取県内の人口最小選挙区を基準として、各選挙区間の人口格差を、平成二十二年国勢調査人口に基づいて二倍未満とすることを規定し、さらに、法律上、区割りの改定基準もかなり具体的に書き込んであります。これらのことによりまして、前回の平成二十二年国勢調査に基づく区割り改定とは条件が異なりますので、平成十三年九月に作成した前回の区割り基準をそのまま適用するということではできないところであります。

したがって、緊急是正法で定められた内容と前回の区割り基準を踏襲する内容等を中心といたしまして、昨年十二月二十七日に、まず、区割り基準素案を作成し、十七の関係都県の知事への意見照会を行い、その意見も参考にして、当審議会において慎重に検討を行い、二月二十六日に区割り基準を取りまとめたとところでございます。

さて、今回の区割り基準の全体像でございますが、改定対象選挙区、改定対象選挙区間の区割り基準、改定案作成の作業手順の三つから構成されております。

初めに、改定対象選挙区についてでございますが、緊急是正法においては、改定対象選挙区を限定して定めております。

まず、人口の最も少ない県、すなわち鳥取県の選挙区でございます。次に、〇増五減によりまして、選挙区の数が増え、減少する福井県、山梨県、徳島県、高知県、佐賀県の五県の選挙区でございます。そして、鳥取県内の人口最小選挙区を基準として、平成二十二年国勢調査人口で格差二倍未満の人口基準に適合しない選挙区が出てまいります。また、そのような選挙区を格差二倍未満におさめるために必要最小限の範囲で行う改定に伴って生じる隣接選挙区でございます。これが改定対象選挙区でございます。

次に、改定対象選挙区間の区割り基準についてで

ございます。

先ほど申し上げましたとおり、緊急是正法と前回までの区割り基準が基本となります。まず、緊急是正法で定められた内容といたしましては、人口最小県である鳥取県内の人口最小選挙区を基準として、選挙区間の人口格差を、平成二十二年国勢調査人口に基づき二倍未満とするものと、鳥取県内の選挙区の改定に当たっては、各選挙区間の人口の均衡を図るものとする、人口格差を二倍未満とするための選挙区の改定に当たっては、選挙区間の異動は必要最小限とするものと等でございます。

次に、前回の区割り基準を踏襲した内容といたしましては、選挙区は飛び地にしないこと、市区町村や郡の区域は原則として分割しないこと、市区町村の人口が人口基準の上限人口を超える場合等やむを得ない一定の場合に限り分割することができること、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すること等でございます。

なお、今回の区割り基準の作成に当たりましては、区割り基準素案に対する関係都県知事からの意見も参考に、当審議会において慎重に検討いたしました。その後、具体的な区割りの改定作業を行っていく上で必要であるということで、結果として、次の二つの基準を追加したところであります。ともに、市区町を分割する基準でございます。

一つ目は、現在分割されている市区町の区域を分割しないこととすると、当該市区町以外の各選挙区間の区域の異動を拡大していかざるを得なくなる場合がございます。

この基準に基づいて、宮城県大崎市を引き続き分割してまいります。

もう一つは、県内の選挙区数が三から二となる五県について、当該県の人口最大の市が単独の選挙区とすることが可能な規模の人口、すなわち鳥取県内の人口最小選挙区の人口以上を有する場合であり、さらに、県内の二選挙区間の位置、形状、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に

考慮すると、分割する方がより合理的に改定を行うことができる場合であります。

この基準に基づいて、高知市を引き続き分割してまいります。

最後に、改定案作成の作業手順についてでございます。

これにつきましては、具体的な区割りの改定作業を行っていく際の作業の流れを示すものでございます。

具体的には、鳥取県については、全国の人口格差二倍未満の基準となるため、他の都道府県よりも先行して審議を行い、区割り改定原案の作成の出発点となったわけでございます。そのことは申し上げました。次に、選挙区の数が増え、減少することとなる五県については、県内の選挙区のうち、人口が最も少ないもの、すなわち、一票の価値が最も重いものを手がかりとし、これを減少する方向に持っていくという形で区割りを行っていくこと等を定めております。

以上が、緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針の概要でございます。

次に、勧告いたしました区割りの改定案の概要について、御説明いたします。

最初に、都道府県別定数の異動ですが、これは緊急是正法で定められているものであり、〇増五減によりまして、福井県、山梨県、徳島県、高知県、佐賀県の五県で、いずれも定数が三から二に一減となっております。

今回の改定案で変更される選挙区は、十七都県で四十二選挙区となります。なお、定数が五減となりますので、改定後の選挙区数は三十七選挙区となります。

四十二の選挙区の内訳を申し上げますと、まず、人口の最も少ない鳥取県内の選挙区として二選挙区、選挙区の数が増え、減少することとなる県の区域内の選挙区として、先ほど申し上げました五県の十五選挙区、格差二倍未満という人口基準に適合しない選挙区の改定に伴うものとして、その一つは、人口最小選挙区である鳥取新二区の人口二十九万

一千三百三人を下回る選挙区とその隣接選挙区で八
県十七選挙区、鳥取新二区の人口の二倍、五十八
万二千二百六人以上となる選挙区とその隣接選挙
区で三都県八選挙区、これで四十二選挙区となり
ます。

以上の結果を全体として要約的に申し上げます
と、人口最小選挙区との格差が二倍以上となる選
挙区の数については、前回の区割りの改定案では
九選挙区、勧告前は九十七選挙区となっております
が、公職選挙法制定以来、格差是正としては、
今回初めて、国勢調査人口での人口格差二倍以上
の選挙区は解消されるということになります。

最大人口格差は、今回の改定案では、初めて二
倍を切り、一・九九八倍となります。最大選挙区
は東京十六区で五十八万一千六百七十七人、最小
選挙区は鳥取二区で二十九万一千三百三人となりま
す。勧告前の最大格差は二・五二四倍ですので、
大幅に縮減されたところでございます。

都道府県間の議員一人当たり人口の格差は、緊
急是正法で定められた各都道府県別定数により議
員一人当たり人口を算出して比較した結果で、最
大格差は、東京都と鳥取県の間で一・七八八倍と
なっております。

最後に、御参考として、今回の改定案における
分割市区町について申し上げます。

緊急是正法では、改定対象となる選挙区を限定
しており、その要件に該当しない場合には、市町
村合併の影響を調整するための選挙区の改定は行
われないところであります。

今回の改定対象となる四十二選挙区における分
割市区町の状況につきましては、分割が解消され
る市区町の数が十二市町、新たに分割される市区
の数が三市区、船橋市、川崎市中原区、佐世保市
でございます。分割の区域が変更される市区の数
が四市区、大崎市、世田谷区、江戸川区、高知市
となっております。分割市区町の数は九減少す
るといふことになりました。

私からの審議の経過と勧告の概要説明を以上で
終わらせていただきますが、今回の改定案の作成

に当たりまして、緊急是正法を踏まえ、各選挙区
間の人口格差を、平成二十二年国勢調査人口に基
づき二倍未満とする努力をいたしました。同時に、
選挙区の異動を最小限とするなど、選挙区の安定
性も考慮いたしました。

最大限の努力を行い、当審議会としては最善と
考える改定案を取りまとめたと考えている次第で
ございます。

何とぞ、御理解のほどよろしくお願い申し上げ
ます。

○保岡委員長 以上で説明は終わりました。

○保岡委員長 村松会長、吉田会長代理を初めと
して、審議会の委員各位におかれましては、今般
の区割り改定に向けてこれまで精力的に審議を進
められ、去る三月二十八日に改定案の勧告をされ
たところであります。この間における御尽力に対
し、委員会を代表して、深く敬意を表する次第で
あります。

それでは、理事会において了承されました質疑
事項について、委員会を代表して、私からお尋ね
いたします。

今回の区割り改定は、並立制導入時の区割り画
定や平成十四年の前回の区割り改定と異なり、い
わゆる緊急是正法において審議会の行う改定案作
成の具体的な基準が定められ、見直しの対象とな
る選挙区も限られていたことから、改定作業には
それほど時間を要することなく勧告が行われたこ
とも想定されておりましたが、審議会は、昨年の
十一月二十六日から区割り改定作業を再開した
後、どのような手順で改定作業を行い、また、審
議会においてどのような議論がなされたのか、お
聞かせください。

○村松参考人 お尋ねがありましたように、緊急
是正法においては、各選挙区間の人口格差を緊急
に是正するという観点から、改定対象となる選挙
区が限定されておりました。また、人口最小県で
ある鳥取県の人口最小選挙区を基準として、選挙
区間の格差を、平成二十二年国勢調査人口に基

き二倍未満とすることなど、法律上、区割りの改
定基準もかなり具体的に定められておりました。
しかしながら、勧告をごらんいただくとおわか
りいただけますように、改定を要する選挙区は、
定数減となる五県にとどまるわけではなく、十七
都府県四十二選挙区に及びました。

また、緊急是正法では、施行から六カ月以内に
できるだけ速やかに区割りの改定案の勧告を行う
こととされました。迅速かつ効率的な審議が要請
されてきた次第でございますが、当審議会は、選
挙区の設定は民主主義の土台となる選挙制度の根
幹にかかわる重要な事項であるということで、厳
正かつ公正な審議が要請されているということをし
十分に理解して審議を開始することになりました。

こうした前提に立ちまして、昨年十一月十六日
の緊急是正法の成立後、十一月二十六日に審議を
再開して、それから、審議会の審議において、
まず、人口格差二倍未満の基準となる鳥取県の審
議を他の都道府県に先駆けて行うことといたしま
す。平成二十四年末までに区割り基準案の審
議、作成を行い、鳥取県知事に対して、区割り基
準案と具体的な区割りに対しての意見照会を
行ったところでございます。

本年に入ってから、鳥取県知事からの意見回
答を受け、鳥取県の区割り審議を行い、一月二十
一日に、鳥取県の区割りの改定原案を公表すると
ともに、今回の区割りの改定対象選挙区の範囲の
公表を行いました。

また、そのほかの十六関係都県の知事に対し、
区割り基準案と具体的な区割りに対しての意見
照会を行いました。

その後、関係都県からの意見回答を受け、関係
都県の改定対象選挙区の地勢、交通等のレビユー
を行い、二月二十六日に緊急是正法に基づく区割
りの改定案の作成方針、いわゆる区割り基準を取
りまとめ、公表いたしました。

区割り基準の作成に際しましては、緊急是正法
の趣旨や地勢、交通等の自然的社会的条件を考慮

して、市区町村の分割をどこまで認め、どのよう
に基準を設定すべきかを慎重に議論したところで
ございます。

その後、区割り基準に基づいて、具体的な区割
りの改定作業に入り、区割りの審議を進めました。

具体的な区割りの改定案の審議に際しては、緊
急是正法では、格差二倍未満の人口基準に適合し
ない選挙区の改定は、選挙区の異動は必要最小限
とすることとされており、地勢、交通等の自然
的社会的条件を考慮してどの区域を改定すべき
か、市区の分割を行う場合に、地元の見解をしん
しゃくして、どの区域で分割すべきかの点につ
いて、密度のある議論が行われ、区割り基準に基
づいて慎重に審議を行ったところでございます。

最後でございますが、最終的にかんがりに日
程はございましたけれども、審議会委員の中に
含まれております大学教授が、ちょうど二月、三
月というところで、比較的柔軟な時間を持っておら
れる時期であったことが非常に幸いしたように
思っておりますけれども、三月十五日、約四カ月の
審議を重ねて、去る三月二十八日に内閣総理大臣
に対する勧告に至ったところでございます。

○保岡委員長 今回の勧告で、選挙区間の最大人
口格差は二・五二四倍から一・九九八倍に縮小
し、並立制導入以降初めて、格差二倍を超える選
挙区がなくなりました。

しかし、二倍を切ったとはいっても、一・九
八倍は非常に二倍に近い数字であり、また、一・
九倍を超える選挙区は、二十三選挙区あります。
一部の報道によれば、一票の格差が既に実態と
して二倍を超える選挙区があるとも言われてお
り、また、地方における人口減少が顕著である
という昨今の人口動向も考えた場合、今後二倍を
超える選挙区がふえることが予想されるところで
ありますが、審議会としては、今回の区割り改定を
どのように自己評価されておられるか、お聞かせ
ください。

○村松参考人 緊急是正法は、各選挙区間の人口
格差を緊急に是正するという観点から、もともと、

改定対象となる選挙区を限定しておられます。また、選挙区間の格差を、平成二十二年国勢調査人口に基づき二倍未満とすることとしております。これが、私どもの基準として最後まで念頭にあったものでございます。

当審議会としては、これらの緊急是正法の求めに応じて、各選挙区間の格差を、平成二十二年国勢調査人口に基づき二倍未満とする努力をしたということでございます。同時に、選挙区の異動を最小限とするという要請もございまして、選挙区の安定性も考慮するということだと思っております。これについても配慮をして検討、審議をいたしました。

そのような相異なる要請がある中で、最大限の努力を行い、当審議会としては最善を尽くしたかなどというように考えている次第でございます。

なお、お尋ねのような趣旨の報道があることは承知しております。

いずれにしても、緊急是正法は、平成二十三年三月の最高裁大法廷判決を踏まえまして、立法府において制定されたものと承知しております。

なお、今回報告した改定案について一言申し上げますと、平成二十二年国勢調査人口に基づく最大人口格差を現在の二・五二四倍から一・九九八倍に縮減し、最小選挙区との格差が二倍以上となる選挙区数を現在の九十七選挙区からゼロというようにしたものでございます。

十年前の前の区割りの改定案では、二倍以上の選挙区は九残ったところですが、今回は、現行の衆議院小選挙区並立制導入後の過去二回の区割り画定、改定を含めまして、公職選挙法制定以来、格差は正としては初めて、国勢調査人口での人口格差二倍以上の選挙区は解消されることになったというところでございます。

○保岡委員長 具体の区割りについて、お伺いします。

選挙区間の最大人口格差を二倍未満とするために、東京十七区と十六区の江戸川区本庁管内上一

色三丁目の約千五百人を合わせて新十七区とし、十六区の江戸川区の残余の区域で新十六区としました。その結果、新十六区の人口は五十八万一千六百七十七人となり、人口最大の選挙区となりまして、もう少し踏み込んだ改定はできなかったのかどうか、お聞かせください。

また、青森県の場合、二区と三区の一部を合わせて新二区とし、三区の残余の区域で新三区としております。長崎県の場合、三区と四区の佐世保市の一部を合わせて新三区とし、四区の残余の区域で新四区としておりますが、いずれの選挙区の人口も、人口最小の選挙区である鳥取二区の人口をわずかに上回るものとなっております。

いずれも各選挙区の地域性を考慮したことであると考察いたしますが、人口の小さい選挙区間で調整するよりは、近接する人口の大きな選挙区との調整を行った方が、今後二倍を超える選挙区が生じる可能性を抑制することができたのではないかと考えられますが、審議会としてはどのように考えて区割りを行ったのか、お聞かせください。

○吉田参考人 お答えを申し上げます。

東京十六区は、平成二十二年国勢調査人口で五十八万三千四百七十七人であり、人口最小選挙区となる鳥取二区の人口二十九万一千三百三人の二倍、五十八万二千三百六人以上となっております。現行の東京十六区は、江戸川区のうち既にその一部が隣接の十七区との間で分割されている区域を除く区域で構成されている選挙区でございます。今回の改定案の作成に当たっては、市区町村の分割基準に該当するため、分割されている区域を変更して人口の縮小を図ることいたしました。

具体的には、緊急是正法で、選挙区の異動を必要最小限とすることを求めている中で、東京都知事及び江戸川区からの意見も聞き、東京十六区の江戸川区の本庁管内における町字の位置、投票区の再編数といった選挙の管理執行の観点などの地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮して、住民にわかりやすい河川と鉄道の線路で

二方が区切れ、一定のまとまりのある区域である本庁管内の上一色三丁目を隣接の十七区に編入することとしたところでございます。

この結果、改定後の東京十六区は五十八万一千六百七十七人となり、上限人口五十八万二千二百五人を五百二十八人下回ることとなり、緊急是正法が定める平成二十二年国勢調査人口で格差二倍未満という人口基準を満たすこととしたところでございます。

なお、参考までに申し上げますと、今回の緊急是正法による改定の対象にはなりません。東京新十六区に次いで人口が大きいのは東京の二十四区、八王子市の五十八万五千三百人であり、鳥取新二区との格差は一・九九三倍でございます。

次に、青森県につきましては、青森二区が平成二十二年国勢調査人口で二十八万七千五百八十八人であり、下限人口を下回っております。

このため、歴史的沿革、広域行政の取り組み、通勤通学状況等の地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮して、三区の三戸郡五戸町を二区に編入することいたしました。

また、長崎県については、長崎三区が平成二十二年国勢調査人口で二十五万五千七百七十八人であり、下限人口を下回っております。

このため、歴史的沿革、三区に隣接している選挙区である長崎二区の諫早市、長崎四区の佐世保市の市街地の状況、投票区の再編数といった選挙の管理執行の観点などの地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮し、四区の佐世保市の区域の一部を分割して三区に編入することが適当と判断したものであります。

なお、いずれの県の改定案においても、比較的人口の少ない選挙区間での改定いたしました人口の少ない選挙区の人口は、それぞれ、青森二区で三十三万六千二百三十人、青森三区で二十九万二千四百九十二人、長崎三区で二十九万七千二百二十人、長崎四区で二十九万六千三百五十三人となり、下限人口である二十九万一千三百三人に近い選挙区が生じることとなりますが、緊急是正法にお

ける人口基準には適合しており、また、同じく緊急是正法で、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮することとされておりました。これらを踏まえて、このような改定案を作成したところでございます。

○保岡委員長 選挙区数が三から二となった山梨県の区割りについては、新一区が五十三万一千九百九十一人、新二区が三十三万一千八百八十八人と、県内における選挙区間の人口の差が約二十万人、福井県は同じくその差が約十三万四千四百人、徳島県はその差が約十二万六千人となっております。それぞれ県内で均衡に欠ける区割りとなっておりますが、なぜそのような区割りになったのか、お聞かせください。

○吉田参考人 お答え申し上げます。

選挙区数が一減となる五県につきましては、いずれも定数二となりますので、県の区域を二分する必要があるとして、人口最小選挙区を手がかりとして、行政区画、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮して、合理的に選挙区の改定案の作成を行ったところであります。

お尋ねの点につきましては、緊急是正法では、定数減少県内の選挙区の改定においては、人口の均衡を図ることは明確に求められていないものではないこと、また、仮に人口の均衡を図るとしても、この場合、地域的なつながりが希薄である地域が同一の選挙区となるおそれがあること、そして、この改定案においても、他の都道府県と比較して結果的にそれほどの人口不均衡ではないこと、具体的には、改定後の県内の選挙区間の格差は、大きい順に、山梨県では一・六〇七倍で全国第十位、福井県では一・三九八倍で全国第二十六位、徳島県は一・三八二倍で全国第二十九位となっております。

このような理由から、行政区画、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮して定めたい今回の案よりもより人口均衡を図るような案は、採用するには至らなかったというものでございます。

○保岡委員長 ありがとうございます。
冒頭にも申し上げましたが、村松会長を初め審議会委員の御尽力に対し、重ねて敬意を表しまして、以上で私からのお尋ねを終わります。

村松会長、吉田会長代理には、お忙しい中、委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。
次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時二十三分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案(外)を提出
公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百四十二条の二の次に五条を加える改正規定のうち第百四十二条の四第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項第二号中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、公職の候補者たる衆議院名簿登載者(当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者を除く)が、電子メールを利用する方法により選挙運動のために行う文書図画の頒布は、第一項の規定により当該衆議院名簿登載者に係る衆議院名簿届出政党等が行う文書図画の頒布とみなす。この場合における前項の規定の適用については、同項中「送信をする者(その送信をしようとする者)」とあるのは、「送信をする衆議院名簿登載者(その送信をしようとする衆議院名簿登載者)」とする。第百四十三条第一項第三号の次に二号を加える改正規定のうち第三号の二中「又は第四項」を「同条第三項において読み替えて適用される場合を含む。」又は第五項」に改める。

第百四十四条第一項第二号の次に二号を加える改正規定のうち第二号の二中「第百四十二条の四第五項」を「第百四十二条の四第六項」に改める。
附則第二条中「から第四項まで(第二項及び第四項)」を、「第四項及び第五項(第二項及び第五項)」に、「第百二十九条及び」を「第百二十九条並びに」に改める。
附則第三条中「第四項」を「第五項」に改める。
附則第五条を次のように改める。
(検討)

第五條 公職の候補者及び政党その他の政治団体の三第一項に規定する電子メール(新法第百四十二条の三第一項に規定する電子メールをいう)を利用する方法による選挙運動については、次回の国政選挙(施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙のうちその期日が早いものをいう。以下同じ)後、その実施状況の検討を踏まえ、次々回の国政選挙(次回の国政選挙後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものをいう)における解禁について適切な措置が講ぜられるものとする。

2 新法第百四十二条の六第四項に定める有料広告の特例については、公職の候補者にもこれを認めることについて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案(水書閣提出)
公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百四十二条の二の次に五条を加える改正規定のうち第百四十二条の三第一項中「選挙運動のために使用する文書図画」を「次の各号に掲げる選挙においてはそれぞれ当該各号に定めるもの及び年齢満二十年以上の者に改め、同じ」により、

の下に「選挙運動のために使用する文書図画を」を加え、同項に次の各号を加える。
一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 公職の候補者及び候補者届出政党
二 衆議院(比例代表選出)議員の選挙 衆議院名簿届出政党等及び公職の候補者たる参議院名簿登載者
三 参議院(比例代表選出)議員の選挙 参議院名簿届出政党等及び公職の候補者たる参議院名簿登載者
四 参議院(選挙区選出)議員の選挙 公職の候補者及び第百二一条の六第三項(第百二一条の七第二項において準用する場合を含む。)の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体(第八十六条の四第三項(同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。))の規定により当該公職の候補者が所属するものとして記載されたものに限る。
五 都道府県又は指定都市の議会の議員の選挙 公職の候補者及び第百二一条の八第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))において準用する第百二一条の六第三項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体
六 都道府県知事又は市長の選挙 公職の候補者及び第百二一条の九第三項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体
七 前各号に掲げる選挙以外の選挙 公職の候補者

第百四十二条の二の次に五条を加える改正規定のうち第百四十二条の四第一項中「次の各号」を「前条第一項各号」に、「それぞれ」を「それぞれ」に改め、「定めるもの」の下に「及び年齢満二十年以上の者」を加え、同項各号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる」を「当該選挙運動用電子メール送信者に対しその電子メールアドレスを自ら通知した」に、「かつ、当該各号に定める」を「当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した」に改め、同項各号を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項各号に掲げる」

を「前項の電子メールアドレスを自ら通知した」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同項を同条第四項とする。
第百四十三条第一項第三号の次に二号を加える改正規定のうち第三号の二中「第四項」を「第三項」に改める。
第百四十四条第一項第二号の次に二号を加える改正規定のうち第二号の二中「第百四十二条の四第五項」を「第百四十二条の四第四項」に改める。

附則第二条中「から第四項まで(第二項及び第四項)あつては、通知に係る部分に限る。」を「及び第三項の規定中通知に係る部分並びに新法」に改める。
附則第三条中「第百四十二条の四第二項各号又は第四項」を「第百四十二条の四第二項又は第三項」に、「同条第二項又は第四項」を「これら」に改める。
附則第五条を次のように改める。
(検討)

第五條 選挙運動の規制の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第百四十二条の二の次に五条を加える改正規定のうち第百四十二条の四第一項中「次の各号」を「前条第一項各号」に、「それぞれ」を「それぞれ」に改め、「定めるもの」の下に「及び年齢満二十年以上の者」を加え、同項各号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる」を「当該選挙運動用電子メール送信者に対しその電子メールアドレスを自ら通知した」に、「かつ、当該各号に定める」を「当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した」に改め、同項各号を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項各号に掲げる」